

京都市告示第 2 2 5 号

地方税法第 2 0 条の 5 の 2 及び京都市市税条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人及び主たる事務所又は事業所を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの並びに当該地域に事務所又は事業所を有する者で当該地域に源泉徴収に係る所得税の納税地があるものに係るもの（当該事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。）で、その期限が平成 3 0 年 7 月 5 日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める日まで延長します。

平成 3 0 年 7 月 2 6 日

京都市長 門川 大作

都道府県名	指 定 地 域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

(行財政局税務部税制課)